

社会福祉法人福角会

指定共同生活援助事業所いつきホームズ

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福角会が設置するいつきホームズ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）並びに松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日松山市条例第62号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称並びに所在地及び生活する住居は、次のとおりとする。

(1) 名称 いつきホームズ

(2) 所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

2 共同生活住居は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所には次に掲げる職種、員数の従業者を置くものとする。

ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1人（常勤）

(2) サービス管理責任者 2人以上

(3) 生活支援員 13人以上（うち1人以上は常勤）

(4) 世話人 6人以上

2 前項の従業者の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者

サービス管理責任者は以下の業務を行う。

- (ア) 個別支援計画を作成する。
- (イ) 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- (ウ) 利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう検討し必要な支援を行う。
- (エ) 他の事業所等との連携及び調整並びに余暇についての必要な支援を行う。
- (オ) 従業者に対する技術指導・助言を行う。

(3) 生活支援員

生活支援員は、利用者に対し、日常生活上の必要な支援および余暇の支援を行うと共に個別支援計画に基づいたサービスの提供と具体的な支援を行う。

(4) 世話人

世話人は、生活支援員と連携し、利用者の支援並びに生活環境等の整備等を行う。

(主たる対象者)

第5条 事業所は、主たる対象者を知的障害者とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、38名とする。

2 各共同生活住居の利用定員は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供及び食事・入浴・排泄等の支援
- (4) 健康管理・金銭管理の支援
- (5) 余暇の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動に係る事業所等との連絡・調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な支援

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、共同生活援助において提供される便宜に供する費用のうち、家賃、光熱水費、食

費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については重要事項説明書に記載のとおりとする。但し、不足が生じた場合は、不足額分を臨時徴収する。

- 4 各共同生活住居に定められる共益費については愛媛CATV、浄化槽の保守点検、町内会費について、重要事項説明書に記載のとおり徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。また、当該費用にかかる領収書を利用者に交付しなければならない。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- (2) 火気の取り扱いに注意すること
- (3) けんか、口論その他、他人の迷惑となるような行為はしないこと
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時における対応)

- 第13条 事業所の従業者は、共同生活援助の提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、直ちに市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第14条 提供した共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した共同生活援助に関し、法第48条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第15条 事業所は、利用者が同一の月に事業所が提供する共同生活援助等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助等及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- 2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(虐待の防止について)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止に関する委員会は人権委員会等をこれにあてる。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、共同生活援助の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6 カ月以内
- (2) 継続研修 年1 回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日より、第4条(3)(4)第8条3を一部改正する。

平成26年4月1日より、一部改正(「共同生活介護事業」を「共同生活援助事業」に変更。)また、第2条4第8条3第11条3第14条を一部改正する。

平成27年4月1日より、第4条1を一部改正する。

平成28年4月1日より、第4条1を一部改正する。

平成29年2月1日より、第6条1別表第1号を一部改正する。

平成29年4月1日より、第4条1別表第2号を一部改正する。

平成29年11月1日より、第4条1 第6条1 別表第1号を一部改正する。

平成30年4月1日より、第4条1 別表第2号を一部改正する。

2019年4月1日より、第4条1 別表第2号を一部改正する。

令和2年4月1日より、第4条1 別表第2号を一部改正する。

令和3年4月1日より、第4条1 別表第2号を一部改正、第14条(5)、第15条を追加する。

令和4年4月1日より、第11条 第12条を追加、以下各条を繰り下げ、第16条1及び 別表第2号を一部改正する。

令和5年4月1日より、第4条と第17条4の一部を改正する。

令和6年4月1日より、別紙第2号を一部改正する。

令和7年4月1日より、第3条2と第6条2と第8条3・4を一部変更する。また、別表第1号・第2号を削除する。